

第6回 法廷だより

7月29日、第6回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

悪天候にもかかわらず
熱気に包まれる傍聴席

7月29日午後2時から、札幌地裁805号法廷で、第6回口頭弁論期日が開かれました。ときおり激しい雨が降る

悪天候だったにもかかわらず、今回も、多くの傍聴希望者がぞくぞくと集まり、抽選となりました。マスコミ関係者も何人も傍聴していたとのこと。傍聴席はいつも以上の熱気に包まれていました。今回の期日では、被告側から、準備書面(3)が陳述されました(なお、準備書面は通常、期日前に裁判所に提出され、



期日で「陳述した」という手続が取られます)。同書面では、原告から求めている釈明に一部答えてはいますが、地震に関する釈明にはなぜか一切答えていません。

原告側からは、文書提出命令の申立てがなされました。「文書提出命令」とは、民事訴訟で、裁判所が一方当事者の申立てにもとづき、相手方または第三者に対し、所持する文書の提出を求めることをいいます。今回は、7月8日に被告北電が原子力規制委員会に申請した泊原発1～3号機の再稼働申請に関する書類全ての提出の命令を求める申立てです。泊原発の安全性を争う上で最も大事な証拠の一つであるため、申立てました。命令が出されるか否かは、今後被告側から任意の提出がなされるかどうかで判断されることになりました。

また、原告側から、今回意見陳述を行った医師の西尾正道さん(癌の放射線治療が専門)の、低線量放射線被ばく

の内容などに関する論稿が書証として提出されました。

低線量放射線の被ばくや 新安全基準について陳述

原告の意見陳述は、医師の西尾正道さんが行いました(陳述の詳細は別頁で)。西尾さんは、約3万人の放射線治療を行ってきたという放射線に直接携わってきた立場から、原発は1ベクレルのウランから1億ベクレル以上の放射性物質を作り出してしまふものであり、人倫に照らして成り立たないものであること、被告北電が泊原発を再稼働しようとしていることは企業倫理の点で劣っていると言わざるを得ないこと、原発は代替不能な発電方法ではなく発電技術は他に様々あること、「安全神話」に未だとらわれている政策はあまりにも非科学的であること、政府の「安全基準」はまやかしてあること等を力強く語りました。弁護団からも意見陳述が行われました。7月8日、いわゆる新安全基準が施行されましたが、被告北電は、なんとこの施行日当日に泊原発1～3号機が「新安全基準に適合する」として再稼働申請を行いました。新安全基準の骨子が5か月前に広告されたとは

いえ、施行当日に、中身のあつ調査検討と対応策を設けることなど、常識的に見ても不可能です。また、そもそも、新安全基準自体、福島原発事故の原因が地震の揺れによるものか津波によるものなのか等、非常に重要な事柄がまだ究明されていない中に出されたことから、合理的なものといえるのか非常に疑わしいです。したがって、被告北電による再稼働申請は、はなはだその合理性が疑わしく、被告側でまずは合理性があるかどうかについて主張立証すべきということが陳述されました。また、新安全基準の不合理性や、人格権侵害に基づく原子炉の運転差し止め訴訟では、原子力事業者のほうで許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険がないことを主張立証すべきこと、また泊原発における地震の具体的リスクの被告による判断方法に関する問題点などについて、今後原告側で詳しく主張していく予定であることを陳述しました。

次回期日は、11月11日午後2時からです。奇しくも提訴日と同じという記念すべき日でもあります。ぜひ一緒に参加しましょう！

(文責・林 千賀子)